

第 2 回

新宿区障害者施策推進協議会

令和元年10月30日（水）

新宿区福祉部障害者福祉課

午後3時00分開会

○障害者福祉課長 では、定刻になりましたので始めさせていただきます。

皆様、お忙しいところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。福祉部障害者福祉課長の井出でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、令和元年度第2回障害者施策推進協議会でございます。

私のほうから、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

欠席の御連絡は、加藤委員、秋山委員、小山委員からいただいております。それから、力武委員、新井委員に関しましては、おくれて参加という形になるかと思っております。

現在、本日、委員29名中24名の方の御参加をいただいておりますので、過半数に達していることを御報告申し上げます。

では、村川会長、進行のほうをよろしくお願いいたします。

○村川会長 皆さん、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、今年度第2回の新宿区障害者施策推進協議会を始めさせていただきます。

それでは、お手数ですが、お手元の次第をごらんいただきまして、午後5時までの約2時間ということで御審議をよろしくお願いいたします。

本日の議題といたしましては、新宿区障害者生活実態調査の実施ということでございます。

それでは、初めに資料確認を事務局からお願いいたします。

○福祉推進係主任 事務局でございます。

まず、事前送付資料といたしまして、資料1、令和元年度新宿区生活実態調査の概要についてというA4両面の資料とA3の資料、それから資料2といたしまして、令和元年度新宿区生活実態調査送付文案でございますが、こちらは本日、大変恐縮でございますが、机上のほうに「差替え」という附箋をつけさせていただきました資料を御用意してございますので、本協議会では、そちらのほうをごらんいただければと思います。

続いて、資料3、令和元年度新宿区生活実態調査記入支援会場一覧、A4横の資料でございます。続いて、資料4-1から4-4まで、こちらは番号を振ってございませませんが、生活実態調査の調査票案、こちらは順に在宅の方、施設入所の方、18歳未満の保護者の方、そしてサービス事業者の方の4種類がございます。

また、本日、そのほか机上配付資料といたしましては、先ほど申し上げました資料2の差しかえ版のほか、本日の次第、それから席次表のほうを御用意してございます。

資料の確認のほうは以上でございますが、最後にマイクの使い方を改めて御説明申し上げ

たいと思います。

マイクに関しましては、皆様の前にございますボタンの一番下、丸ボタンを押していただきますと緑色にランプがつきますので、そのときに発言が可能でございます。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押していただきまして、ランプが消えますとマイクの電源が切れますので、そのようにしていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

資料はよろしゅうございますか。

それでは、本日は障害者生活実態調査の実施1カ月前ということでございます。

それでは、早速、議事に入ってまいりたいと思います。

既に7月に行われました第1回の協議会の後、その後、専門部会におきまして、生活実態調査の実施についての検討を深めてまいりましたが、調査の実施について、いろいろと作業もございましたが、本日はその調査票等の最終的な確認ということもございまして、御審議をお願いするところでございます。

それでは、早速、事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 事務局でございます。

説明に先立ちまして、今回の調査の実施に関しまして、委員の皆様から貴重な御意見、御指摘をいただきましたことを、この場をかりてお礼申し上げます。

専門部会での活発な御議論ですとか、専門部会委員でない委員の皆様からも、専門的なお立場から有益な御意見や御指摘のほうをいただきました。いただきました御意見のほうは、なるべく反映させまして、可能な範囲で修正いたしましたものを本日の資料として御用意してございます。

では、先にお手元の資料1、障害者生活実態調査の概要について御説明申し上げます。

題目の1番、目的に関しては割愛させていただきますけれども、調査規模といたしましては、最新の数字を入れてございます。調査の種類といたしましては4種類、在宅の方、施設に入所している方、18歳未満の保護者の方、サービス事業者の方の4種類でございます。

在宅の方に関しては、約5,000件の障害種別ごとの層別抽出、それから施設入所、児童の保護者、サービス事業者に関しては、全て悉皆の調査というふうにさせていただいております。

続きまして、別紙のA3横の資料をごらんいただければと思います。

こちらですけれども、上段部分の調査母数等は今申し上げましたとおりでございます、調査方法といたしましては、郵送配布による配布と回収を行います。それから、催促兼礼状のはがきを一度送付をする予定でございます。

調査時期に関しましては、令和元年11月18日月曜日から12月6日までの金曜日、約3週間としたいと考えております。

調査票に関しましては、資料2の送付文と資料3の記入支援を両面に印刷したものを同封する予定でございます。

資料2の差し替え版を御用意ください。こちらは同封する送付文でございますけれども、どのあたりが変わりましたかと申し上げますと、中段よりやや下の部分に、米印でゴシック体で「区民の生活のニーズに関する調査」に便乗した還付金詐欺等にご注意ください、この散文を入れさせていただいております。

と申しますのも、先行いたします「高齢者の保健と福祉に関する調査」、こちらを新宿区では9月中旬から10月中旬までに行ったところでございますけれども、区民の方から還付金詐欺と思われる電話があったとの連絡が入っております。区の職員をかたり、調査票は届いているか、期限はいついつまでなので早目に回答してほしいと切り出した後に、医療費と介護保険料の差額が出たために3,000円程度お返しする旨の話があったということでございます。

区民の方は、すぐに電話を切られたので直接の被害はございませんでしたけれども、このように調査に便乗し、区職員と信じ込ませる悪質な手口が考えられますので、区といたしましても、送付文の中にこのような文言を入れさせていただいております。

こちらについては、1枚目の区内在住の方、在宅の方から順に、施設入所の方、18歳未満の保護者の方のそれぞれ調査票のほうに記載させていただいております。

また、1枚目の在宅の方のところで枠囲みで書かせていただきましたけれども、視覚障害のある方のために調査票の点字版、デイジー版、カセット版のほうもあわせて御用意をしております。こちらの意図といたしましては、もともと障害福祉サービスを御利用になっている方の中で、あらかじめ点字を御利用の方というのは把握をしておりますので、そういった方に関しては、封筒に点字のシールを貼付し、ご連絡いただいた際に墨字以外の調査票にて対応させていただく旨の文言になっております。

続きまして、資料3を御用意ください。

資料3、「区民の生活のニーズに関する調査」の記入支援会場一覧でございます。

アンケートの記入支援は、こちら資料3のとおり、区役所の通常の時間に加えまして、夜間の開庁にあわせまして、平日夜間も調査期間中に1回行います。また、区立障害者福祉センター、視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーなどで障害に配慮した記入支援を行ってまいります。

では、改めて、またA3の別紙のほうにお戻りください。

4種類の調査票のうち、先ほど申し上げましたとおり、在宅の方の調査票を抽出調査としてございます。在宅の方の調査人数は、概数で5,000件で層別抽出としておりますが、障害の種別や年齢構成に配慮した層を設定いたしまして、その層の中での無作為抽出を行うものがございます。

資料の下のほうには、前回28年度に実施した調査との比較が、4種類の調査票ごとに記載をしております。

在宅の方調査人数は、前回の発送の4,800件よりも200人多い規模になってございます。また、全体的に調査時の負担を減らすという観点から、設問数を減らすことが回収率向上に向けて重要であるというふうな御指摘を受けまして、全体的に質問数のほうを減らしております。

順に簡単に御説明申し上げますが、まず在宅の方の調査票に関するこちらの変更点といたしましては、まず削除修正いたしましたのは、難病追加の認知度、それから医療的ケアの有無に関しては設問の簡素化、外出の頻度、住まいの種類、サービス利用状況、それからサービス利用計画に関しては、簡素化並びにセルフプランに関する設問に変えさせていただいております。それから、差別解消法に関する認知に関しては、こちらは設問は除いております。

一方で、加えましたことといたしましては、成年後見制度の認知及びその利用意向に関するところを加えてございます。

詳細は、また後ほど調査票と照らし合わせながら御説明申し上げたいと思いますので、次に行かせていただきます。

続いて、施設に入所している方でございますけれども、こちらは減らした項目といたしましては、施設で利用している日中活動、必要な医ケアの有無、施設で提供可能な医ケア、差別解消法の認知、施設入所を継続希望する理由、以上の項目を減らしております。

他方で、追加した項目といたしましては、成年後見制度の認知及びその利用意向でございます。

続きまして、児童の保護者の方でございますけれども、こちらは、まず医療的ケアの有無

に関しては、在宅の方と同様に設問の簡素化、それから就学相談した機関、住まいの支援に関しては削除させていただいているのと同時に、サービス利用状況、サービス利用計画に関しては、設問の簡素化及びセルフプランへの変更をさせていただいております。それから、差別解消法の認知に関しては、設問の削除をしております。

他方、加えたのは在宅の方と同様ですが、成年後見制度の認知及び利用意向に関しての設問を加えております。

最後に、サービス事業者の方でございますけれども、こちらは削除項目といたしましては、特例子会社に関する3つの事項、主な業務、雇用内訳、在籍期間。そして、他方、加えた部分といたしましては、参入に当たっての障壁に関する部分を設問として加えております。

設問に関しての詳細は、後ほどまたお時間を設けまして御説明申し上げますが、雑駁な御説明に関しては以上とさせていただきます。

○**村川会長** ただいま生活実態調査における基本的事項といたしますか、それぞれの趣旨と、特に今回は回収率向上ということを重要な問題意識としまして、質問項目についての加除修正等が行われたところでございますが、こういった関係について、各委員から何かお尋ね、御質問、あるいは御意見がございましたらお出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○**山住委員** 資料1の一番右、これは何と読むんですかね。読めないんですけども、何とかカイ調査と。

○**福祉推進係主任** こちらは、シッカイと読みます。

○**山住委員** 悉皆調査、どういうことですか。

○**福祉推進係主任** 対象者全てにアンケートをお送りする、そういったニュアンスでございます。

○**山住委員** そうですか。

もう一つなんですが、この「障害種別ごと階層抽出」ということは、どういう階層でどうやったんですか。在宅のところなんですけれども。

○**福祉推進係主任** こちらに関しては、新宿区内にお住まいの障害者の方の身体、知的、それから精神障害の方は、高次脳、発達障害等を含むものと、それから難病患者の方がいらっしゃるしまして、こちらの方の障害のある方の割合に応じて調査票の数も割り当てて、そういうふうな形で送付をしているところでございます。

○山住委員 わかりました。

○村川会長 よろしゅうございますか。

確かに、悉皆調査というのはちょっとわかりにくい点も、これは社会調査などにおける専門用語の一つで、言ってみれば全数調査、全員調査みたいなものですが、回答のほうは必ずしも全員来るとは限らないとか、そういうことで、御質問ありがとうございました。

ほかに何かございますか。どうぞ、吉村さん。

○吉村委員 社会福祉協議会です。

質問項目で、成年後見に関するところを追加していただいて、ありがとうございました。

確認なんですけど、送付文で区内在住の皆様、そして2枚目が施設入所者対象だと思うんですが、そこに成年後見人というふうに入っていると思うんですが、施設入所の方で成年後見がついているというのを把握されている方には、成年後見人に送付されるという意味なのか、施設から成年後見に渡すので、ここに成年後見人各位が入っているのか、どうなのかということですが、在宅の方でも成年後見がついている方もいらっしゃるのので、その考え方だけ教えてください。

○村川会長 どうぞ。

○福祉推進係主任 こちらに関しましては、施設入所の方については、障害福祉サービスの利用者をベースにこちらは抽出をしておるんですけども、その中で、もともと御本人からの御要望ですとかで成年後見人のほうに送ってほしいと、そういったことの御要望をいただいている方に関しましては、成年後見人に対して調査票のほうは宛名を変えてお送りするような、そういった配慮をさせていただきます。その意味での成年後見人というふうな宛名でございます。

○村川会長 どうぞ。

○吉村委員 ごめんなさい、よくわかっていないんですけども、施設入所者は悉皆なので、そういう要望が既にあるから、その方には送ると。在宅の方はよくわからない、それは把握できていないので、普通に郵送されて、その管理は御本人じゃなくて成年後見人がやる場合があるんですが、それは別に、要するに、その状況で普通にやってくださいと、そういう意味ですね。

○福祉推進係主任 おっしゃるとおりでございます。

○村川会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、その先の審議を進めてまいりたいと思いますが、それでは、調査票は4種類ございますが、それらについて順次説明の上、御検討いただきたいと思ひます。

それでは、資料4-1の在宅の方への調査の関係について、調査票と説明をお願いいたします。どうぞ。

○福祉推進係主任 では、お手元には区民の生活のニーズに関する調査、在宅の方の調査票を御用意いただければと思ひます。

前回7月25日の第1回協議会ですとか第3回専門部会の中で行われました御議論からの修正点に関して、順番に、てにをは等の軽微な修正に関しては除きまして御説明申し上げたいと思ひます。

まず1ページ目なんですけれども、こちらは全体的に見やすくレイアウトの工夫をとという御意見をいただいておりますので、こちらは前回お配りしたものと表紙の印象がかなり変わっているかと思ひます。というのは、こちらは施設入所の方の調査票をベースに変更いたしまして、点字または施設入所対象の方で、こちらのを参考にしながら表紙のほうは変えております。下段のほうには、一目でわかるように問い合わせ先と返送期限、こちらを加えてございます。

ページをおめくりいただきまして、4ページをお開きください。

4ページ、問5、障害の種別に関するところでございますが、こちらは選択肢を並びかえてございます。1番から順に、身体、知的、精神、自立支援、発達障害、高次脳、難病、この順番に並びかえてございます。

それから、発達障害の診断名に関しましては、こちらは日本精神神経学会の用語案に準じまして、ごらんのとおり「自閉スペクトラム症（ASD）」、「注意欠如・多動症（ADHD）」という形で表記のほうは変えてございます。

続いて、ページをめくっていただきまして、7ページをお開きください。

7ページ、主な介助者でございますけれども、こちらは選択肢のほうを細分化してございます。まず選択肢の1番に「18～19歳」という形で修正を加えたのと、選択肢の6は「60～64歳」という形で修正してございます。選択肢の7、「65～74歳」というふうに修正、細分化、それから選択肢の8は「75歳以上」に修正をした上で、80歳以上という選択肢は削除してございます。

おめくりいただきまして、8ページでございます。

8ページ、問16の中で介助・支援できなくなった場合というところの選択肢で、訪問介

護・訪問看護を利用するというふうな合算された選択肢がございましたが、こちらは訪問看護と訪問介護でそれぞれ分けまして、訪問看護に関しましては選択肢4、訪問介護に関しましてはホームヘルパーと同義ということで、選択肢3のほうに統合させていただいております。

それから、お隣の9ページでございますけれども、問18、こちらは相談支援専門員という選択肢がなかったものですから、こちらは施設入所の選択肢と同じように選択肢を入れてございます。

それから、選択肢13、もともと入っていた区立障害者福祉センターの選択肢を「地域生活支援拠点」という形で、障害者福祉センターのほか、シャロームみなみ風、障害者生活支援センターの3つの拠点として新宿区は定めておりますので、こちらに関する文言に変えております。あわせて、これに関する周知を兼ねた明記ということで、やや中段のところに「地域生活支援拠点とは」ということで解説文を加えております。

おめくりいただきまして、10ページをお開きください。

問21、日中活動や仕事についてでございます。こちらは選択肢4番、「福祉的就労をしている」というところの括弧書きの中の言葉が、やや曖昧だったところがございますので、こちらを正確な形で表記をさせていただきました。「就労継続支援事業（A型・B型）、福祉作業所など」という形で変えてございます。

また、選択肢5番、「福祉的就労以外の通所施設」の中に精神障害を対象とした医療的機関のデイケアを利用している人のための選択肢といたしまして、こちらは「デイケア」を新たに加えてございます。

それから、11ページでございますけれども、こちらはもともとありました題目として、「収入について」というものがあったのですが、こちらは廃止して、こちらのところに、日中活動や仕事についてということで移してございます。問24でございます。

続いて、ページは少し飛びますが、18ページをお開きください。

18ページ、（9）精神障害者を対象とした支援の②でございますが、こちらはデイケア、ナイトケアだけだったところに加えまして、ショートケアを加えた選択肢、サービス名にしてございます。

続いて、19ページでございます。

19ページ、こちらはサービス利用に関し困っていることに関する設問でございますが、選択肢7番に「サービス等利用計画が立てられていない」という選択肢を加えてございます。

2ページおめくりいただきまして、22ページ、23ページでございます。

こちらは題目の7番、災害対策についてという項目がございまして、こちらはもともともう少し後ろの権利擁護の後ろにあったんですけども、権利擁護の前に移動してございます。

23ページの間36をごらんください。災害に対しての備えでございますけれども、こちらは選択肢に「避難所などで配慮してほしいことを書きとめてある」というふうな備えを選択肢7番に加えてございます。

続きまして、24ページをお開きください。

こちらは差別解消法に関する解説でございますけれども、最下段のところには差別を受けた際の相談先というのを追加するというふうな御意見をいただきましたので、こちらは障害者福祉課福祉推進係の連絡先を記載してございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして26ページでございます。

同様に、26ページ中段から下段、成年後見制度に関する解説でございますが、こちらについても最下段に相談先のほうを記載してございます。

続いて、27ページでございますが、問40、41でございます。こちらは前回の協議会でいただきました御意見の中で、成年後見制度を利用しない理由というところで、聞くところの設問、御要望をいただきましたので、こちらを加えてございます。

おめくりいただきまして、28ページでございます。

重要な施策というところで、こちらは18歳未満の選択肢にありましたところで、選択肢22番、「親や親族が高齢になったり、亡くなった時に本人の権利を守る仕組みづくり」、こちらに関する選択肢のほうを加えてございます。

以上、前回の協議会及び専門部会からの修正点に関するまとめでございます。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

在宅の方に対する調査、調査票につきまして、以前検討を進めてまいりましたが、数点にわたりまして加除修正等が行われたところでございます。

それでは、この関係につきまして、各委員の皆様方から何か御質問、御意見がございましたら、どうぞお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

鈴木委員さん、どうぞ。

○鈴木委員 精神障害者の方を支援しています鈴木と申します。

きょう欠席の加藤委員からのご意見でもありますが、最初の1ページ目で興味を引かなき

やいけないと思いますので、視覚的に文字ばかりだなと思われない工夫というのが少し必要ではないでしょうか。例えば手帳であれば手帳の絵が入っているとか、今の書籍、特に実用書は絵とか写真をいっぱい載せて字は本当に最小限にしています。何かそんな工夫がもう少しあったらいいなと思います。導入で中を見てみようと思うような工夫があつたほうが法良いとう少しいただけたらと感じました。

それから、相談先の電話番号が載っていることは大変いいなと思っております。ただ、9ページの問18、困ったときに相談する相手ということで、基幹相談支援センターを入れたほうがいいと思います。区民の皆様の質問にすべて応じることばかりはできないかもしれませんが、1つ選択肢としてはあってもいいんじゃないかなと思いました。

また、10ページの「日中活動や仕事について」というところで、私は「日中活動」という言葉について、日本と中国のことなのかと、一般の方からは質問されたことがあります。私たち福祉に携わっている者からいけば、日中活動といえば昼間の活動というふうにすぐ思うんですが、一般の方からそう言われたときに、ああなるほど、そう思う方はもしかしたら大多数いらっしゃるのかもしれないと思ったことがございました。

それから、問21の中で4番、5番で「福祉的就労」という言葉がございますが、精神障害の方を日々支援していると、福祉的就労が一体何なのか、自分は無職なのか、それともB型、A型に通っているから就職しているのかというような疑問を必ず持たれます。だとしたら福祉的就労という言葉は制度の中の言葉ですので、違う言い方に置きかえたほうが、一般的にはわかりやすいと思います。

事前に意見をお伝えした内容ですが、16ページにあります(6)の住まいのところで「共同生活援助」について、知的、身体という歴史が長い障害の方の支援のグループホームと精神障害の方の使用されているグループホームが、基本的にかなり制度の中身が違うということをぜひ明記してほしいと思っています。

○村川会長 ありがとうございます。

幾つかの御意見、御提案も含めていただいたわけでありますが、確かにこの1ページ目と
うか、表紙とかで工夫ができれば一番いいのかもしれませんが、イラストとか。

ただ、これは区として行われる調査で、行政として必ず言わなければならないこととか注意喚起とかがありますから、やはり文字を全く落としてしまうというわけにはいかない。特に誤解を与えるようなこと、あるいは説明不足ということがあると、後々やはり問題があるのかなという気がいたしますが。

それでは、事務局のほうで、今4点ほどございましたので、触れていただければと思います。

○障害者福祉課長 障害者福祉課長の井出でございます。貴重な御意見ありがとうございます。

今、会長のほうからお話がありましたが、まず1ページ目の件に関しましては、ビジュアル的な部分で、わかりやすくというふうな御意見がありました。

区のほうの調査ものに関しましては、やはり文章が多いということで、そういう御意見も多々いただいておりますので、今後またそういったビジュアル的な部分とわかりやすさ、回答しやすさという部分で、検討のほうは重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、福祉的就労ですとか日中ですとかという、我々専門の人間はすぐ理解はするんですが、一般の方に関しては、ちょっとなかなか専門用語的な部分に関して理解がしづらいというふうな御意見もありますので、わかりやすい表現というのを今後とも研究しながら、表現のほうに関しましては、今後継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、基幹相談支援センターのほうの記載というふうなところに関しましては、今現在、基幹相談支援センターのほう障害者福祉課のほうにあるというふうなところがございまして、その中に内包しているというふうなところから、そういうふうにとどめているところでございますけれども、それに関しましては、今後そういった相談支援に関しましては、地域生活支援拠点との兼ね合いの中で、今後に関しても機能的な部分は研究していかなきゃいけないのかなというふうなところで課題として捉えているところでございますので、そういったところも、それに合わせながら表記のほうは修正をしてまいりたいというところでございます。

○村川会長 ありがとうございます。

今、事務局からのお答えしたことで、鈴木さんのほうで何かそういうことで御納得いただきましたか。

○鈴木委員 はい、文字を全部そぎ落とす気は毛頭ないんですけども、キャッチーな言葉を少し足してメリ張りをつけるなどの工夫が必要かなという意見です。新宿区として説明責任があるのは重々わかった上での御提案なんです。ありがとうございます。よろしくお願いたします。

○村川会長 ありがとうございます。

どうぞ、吉村さん。

○吉村委員 私も最初に見たときに、すごく字が多いなと思って、やはりそういう御意見があるんだなというふうに感じました。

それで、送付文がついて、送付文と見比べてみると結構重複している言葉がたくさんあるので、その部分をそぎ落とすだけでも随分簡素化されるのではないかなと思いますので、検討いただけたらと思いました。

○村川会長 ありがとうございます。

御趣旨は御発言のとおりのことです。そのほかの検討事項も踏まえて、事務局といいますか、最終的には区の責任で調査が行われますので、そのあたりの工夫をお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。山住さん。

○山住委員 区民代表、山住です。

回収率を上げようということをお聞きしたんですが、回答しなかった理由というのは何かわかりますか。なぜ回答しなかったとか、そういう調査ですね。

○福祉推進係主任 回答いただけなかった理由までは、こちらでは把握はしていません。

というのは、皆様にお送りした後、回収する際は無記名で御回答いただきますので、回答いただいた方、いただけていなかった方という把握が、そもそも難しいというところでございますので、そこは追っての調査というのは、区としては特段していません。

○山住委員 わかりました。

○村川会長 ありがとうございます。

御指摘のように、この回収というのは非常に重要な事柄なんですね。できるだけ多くの方に御回答いただければありがたいわけですが、残念ながら、これまで数回行われている調査の中で、徐々に少しずつ回収率が低下してきているような傾向もございますので、特に今回の調査などを通じて、またその辺は分析といいますか、検討を深めるということは大事かと思えます。よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、金子さん。

○金子委員 視覚の金子です。

いつも私は感じているんですが、視覚障害の場合は回収率が多分少ないと思うので、これの原因としては、ほとんど文字が読めない、それから点字で来ても1ページ、2ページは誰

しも読めるんですが、これだけの膨大な資料となると、ほとんどの人が読めないというのが現状で、私が団体を通じて、この人のほうには通知が来ているだろうという想定で連絡を入れて、できるだけ回収するように回答くださいと言っているんですが、やはり返ってくる答えは読み切れない、書けないというのが現状で、これは私もいつも悩んでいるところです。

それから、CD、デジターも確かにいいんですが、これも操作ができる人とできない人、それで中途失明の場合はほとんど、一般のCDとか、そういうものには対応しているんでしょうけれども、盲人用のCDは持っていないというのが現状で、いつも私は悩んでいる次第です。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

視覚障害者のお立場から、調査について非常に貴重な御意見をいただいたわけでございます。調査票自体が、いわゆる墨字というか、そういう形式で送られますので、点字その他をうまく活用いただくことも含めて改善といいますか、工夫をしていく努力と、きょう事務局から出されたペーパーでは、身体、知的、精神といったような大きいくくりで表示されておりますので、視覚障害の方々は何人ぐらいに該当するかは、これから抽出の手続を経ないと何人ぐらいという人数はわからない面もございますけれども、説明会的なことも説明会も予定をされておりますので、そういう場にできればおいでいただいたりして、これは説明会の日程と調査記入の日程と、ちょっと私も厳密に符合していませんが、そういう機会に大勢の方に、視覚障害の方においでいただいて、その場で例えば記入などをある程度進めていただいたりというようなことで、最終的に多くの方に回答いただけるような工夫といいますか、ほかにも工夫すべきことがありましたら、また金子さんからも御提案いただくとして、これはひとつ障害者福祉課さんのほうとうまく話を詰めて、できるだけ多くの方に御回答いただけるような、そういう対応が必要かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております、事務局のほうで何か補足いただく点がありましたらお願ひいたします。

○障害者福祉課長 障害者福祉課長でございます。

視覚障害の方に関しましては、先ほどの事務局からの説明の中で、視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーのほうで実施をさせていただくというふうな形になるところでございます。

ただ、そういったところでも時間的な制約とかがあるかと思っておりますので、今後、団体の皆様ともいろいろ意見聴取をさせていただいて、どのような形で記入のほうの支援をしていくのがいいか、また丁寧な対応というふうなことをしてまいりたいと思っておりますので、今後の課

題というふうな形にさせていただければと思います。ありがとうございます。

○村川会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、熊谷委員さん。

○熊谷委員 中部総合精神保健福祉センターの熊谷です。

非常に細かいところなのですが、22ページ、問35の災害対策、これは大変重要だと思うんですけども、「地震などの災害」という、「地震などの」というのは必要でしょうか。今年度は、どちらかというところ風水害が相当深刻で、受け取られた方も地震などのというふう限定して理解されないほうがいいかなと思ったりして、ちょっと御質問申し上げました。もちろん、これで間違いというわけではないと思いますが。

○村川会長 これも重要な御指摘をいただいて、ありがとうございます。

22ページ、問35であります。確かに、昨今の実情、関東地方にも台風が幾たびか来たということがあるので、災害という言葉も大事ですが、例示として地震につけ加えて「風水害」ということをつけ加えていただくということもあるのかなと。

私も地元に住んでいないのでよくわかりませんが、神田川ですか、妙正寺川ですか、時に氾濫したりとか、あれは中野区のほうですかね、杉並区ですかね。地元でどういうふうかは体験的には私も十分つかんでおりませんが、わかりやすさという点では、風水害をつけ加えていただくというあたりで、字数的にも十分カバーできるのかなという気がしますので、よろしく願いいたします。

今、熊谷委員さんから御発言いただきましたので、私のほうでついでに何うというのも失礼ですが、先ほど事務局から説明がございましたが、医学、医療の概念といいますか、疾病の関係で、4ページに自閉症の自閉スペクトラム症などの解説がございましたが、このあたりの表記は、こういった形で特に問題はございませんでしょうか。もし何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。

○熊谷委員 手元に文献がないので、正確かどうかは文献やホームページ等で確認の上と思いますが、近年精神疾患の日本語病名について、ICD-11やDSM-5への改訂において、例えば児童青年期で「障害」とすると本人や親に大きな衝撃を与えることなどから、「〇〇障害」というより「〇〇症」とする精神神経学会での検討があります。「注意欠陥多動性障害」とされていたものでは、「欠陥」というのは攻撃的過ぎるとか、注意機能が全部なくなってしまうと誤解されないかという指摘もあり、「注意欠如」という語にしようという学会などの動向も反映していただいたので、基本的に適切に御修正いただいたのではないかと感じており

ます。

○村川会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それから、先ほど吉村委員さんからも別の件で御意見、御発言いただきましたが、成年後見にかかわる項目が今回つけ加わっておりますが、今のような表記で特段問題ないのか、もし何か御意見をいただければと思います。ページでいいますと27ページあたりですが、急な指名ですみませんが、何か吉村委員さんのほうでお気づきの点がありましたら。

○吉村委員 前回、どうして利用していないかというところをぜひ聞いていただきたいという御意見を言わせていただいて、反映していただいてありがとうございます。今後に役立てられると思います。

○村川会長 どうもありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。もしよろしければ、時間の関係もございますので、一旦これは一区切りとさせていただきますして、続いて施設入所の方に対する調査、調査票について説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 では、お手元には、施設に入所している方の調査票を御用意いただければと思います。

では、説明のほうに入らせていただきます。

修正いたしました箇所といたしましては、8ページでございます。

8ページの問18、こちらは設問が「あなたは、障害者虐待の防止にむけた取り組みを知っていますか。」となっているんですが、こちらは、以前の調査票では「あなたは、障害者虐待にむけて施設が取り組んでいることを知っていますか」というような形で、後ろの設問と回答の選択肢、こちらの不一致が起きておりましたので、こちらはごらんとおり、「あなたは、障害者虐待の防止にむけた取り組みを知っていますか。」ということで、施設の内、施設の外、それから障害者虐待の相談や通報先が明らかになっているというような形で、項目、設問と回答の選択肢を整えさせていただいております。

それから、その下段に「問19～20を回答するにあたっての解説」ということで、こちらに成年後見制度の解説文がございますが、こちらもまた先ほどと同様に、最下段に相談先を追加してございます。

それから、ページをおめくりいただきまして、10ページでございます。

重要な施策というところで、こちらは在宅の方と同様に、選択肢22番、「親や親族が高齢になったり、亡くなった時に本人の権利を守る仕組みづくり」、こちらの選択肢を新たに追加してございます。

前回からの修正点に関しては、以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいま、この間、加除修正が行われました項目を中心に説明がございましたが、この施設入所されている方への調査、調査票につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞお出しただければと思います。どなたからでもどうぞ。

中西委員さん、何かございますか。

○中西委員 表も同じなんですけれども、先ほど鈴木委員が回収率を上げたりするときとか、そういう文章が多くてというところで、同じ全部、表書きのところ「福祉施策や事業の充実・改善のための」、ちょうど真ん中ぐらいですね。そういうところがあるので、そこに波線をやるとか、あとポップをちょっと入れれば、今回は違うかなというふうに感じるんじゃないかなと。これは事務局へのお願いなんですけれども、ちょっとした、ここの「充実・改善のため」というところに波線を入れるとか、「区民の生活のニーズに関する調査」の上にちょっとキーワードとして「充実・改善のため」とか、そういうのをポップのような形でちょっと入れるだけで、先ほど鈴木委員が言われたように気を引いていただいて、それが回収率につながるんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

中西委員さんからも貴重な御提案をいただいていますので、最終的に事務局のほうといたしますか、障害者福祉課さんのほうで、今の御提案の趣旨などを踏まえて何か工夫をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかにございましたら、鈴木さん、どうぞ。

○鈴木委員 鈴木です。

8 ページの間18、「障害者虐待の防止にむけた取り組みを知っていますか。」という問いについて、何か困ったことがある方はここに連絡しましょうというような連絡先があるといいんじゃないかなと思いますので、御検討ください。女性、男性にかかわらず虐待のケースが多くあり、ご自身が虐待されていると理解してない場合もありますので、気軽に相談できるという環境づくりの一環に利用できたらと思います。

○村川会長 ありがとうございます。

障害者虐待にかかわる項目で御指摘がございました。この調査は、先ほどの基本的な説明にもございましたように、現に施設に入所、いわゆる24時間施設と申しますか、入所されている方々が対象でございまして、また、中には東北地方を含めて遠隔地の施設に入っておられる方もいるという状況でございます。

それから、特に知的障害の方については、御本人が直接記入、回答いただく場合もありますが、多くの場合、施設職員の方が代行して記入と、こういう手続的な要素もございまして。ですから、過剰に施設に配慮すべきかどうかということはあるかもしれませんが、今、鈴木委員さんがおっしゃったような、かなり具体的な虐待行為まで例示して聞いてしまうのかどうかというあたりもございまして。

それから、これは調査票という、あくまでも調査ということですので、その先の手続的なことをどこまで解説すべきかということは、課題としてあるようには思われます。

それでは、春田副会長さん、差別解消のいろいろな検討の場の中心でいらっしゃいますので、今、御提案のあった点などについて、何か御意見がございましたらお願いいたします。

○春田副会長 私は、施設でハラスメント委員というのをやっている団体なんですね。セクハラ、パワハラ、マタハラとか、いろいろハラスメントはたくさんあるわけですが、一番多いのはパワハラです、私を取り扱ったやつは。それから、鈴木さんが言ったセクハラ、セクシュアルハラスメントも2番目ぐらいですよ。

これについて、いろいろ議論が最近またよく出ているようですよ。ハラスメントの定義がはっきりしないとか、やたらとみんなハラスメントになっちゃうとか、その辺の整理がちょっとついていないと、本人の訴えが一番大事なわけですが、それを取り扱うときに非常に頭を痛めることがあります。そういうことで、結構デリケートです。

○村川会長 ありがとうございます。

御趣旨を踏まえると、最後に春田さんからございましたように、デリケートと申しますか、そういう面もあるかと思えます。

確かに、パワハラなど施設で起こり得ると申すか、起こってしまっている状況も一部あるとは思いますが、ただ、今回の調査というのが、障害のある方々の生活全般の中でいろいろな御意見、御要望をつかむということでありまして、虐待防止ということもとても重要なテーマではありますが、そこを中心に分析、検討するという調査とも少し趣旨が違っているので、项目的にも、このわずか1項目ということで聞いておりますので、どこまで掘り下げられるのか

ということがありますので、もしこの虐待防止にかかわって施設関係の問題性ということがお気づきであって、そういう声が高まってきた場合には、むしろそれをテーマとした独自の調査といいますか、検討をしていただく中で解決するしかないのかなど。

率直に言うと、この虐待防止の、やや入り口的な面で聞いているような点があって、確かに深められていないという感じもお持ちかとは思いますが、現段階ではこういったあたりというところでありまして、事務局のほうで何かお考え、用意されていることがあればお答えいただきたいと思っております。

○障害者福祉課長 障害者福祉課長でございます。

先ほどの在宅の方の設問の中で、権利擁護ですとか、あとはいわゆるサービス利用計画、それから成年後見のところに関しましては、問い合わせ窓口という形の表記をさせていただいて、非常にわかりやすくなったということで評価をいただいているところでございます。

今の障害者の虐待防止の部分に関しまして、区のほうの障害者福祉課の窓口のほうに障害者の虐待防止センターというふうな形の機能を有している部分がございますので、こちらのほうの部分に関しまして、同様にそこのほうの担当と、それから連絡先の番号というのを表記できればということで検討してまいりたいというふうに思います。

○村川会長 ありがとうございます。

行政のほうから、事務局のほうでそういったお答えが用意されましたので、鈴木さん、いかがでしょうか。

○鈴木委員 今のような方向で、深めるというよりは、この調査書が手元に届いて、相談先が目にとまった方が、ここに取りあえずかけてみようという先に、成年後見センターなどがあれば非常に有効になるんじゃないかなと思った次第ですので、御検討いただければと思います。

○村川会長 ありがとうございます。

工夫をしていただくということだと思います。よろしく願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

率直に言って、この施設運営、24時間も生活されておりますから、捉え方によっては非常に根深い問題もあるので、私も実は専門部会の中でも、全部の施設を回るということは難しいんですが、特に遠隔地の施設等もございまして、そういうところは、これは区のほうでも出張経費とか少し予算がかかる面はありますが、東京都内の遠隔の施設1カ所とか、あるいは東北地方の遠隔の施設1カ所とか、本当は複数箇所やられたほうが良いと思う

んですが、そういうところを巡回して様子を聞くというような試みもあってよいのかなと、これは私の思いつきの発言なので、行政のほうで総合的に御判断いただいて進めていただければと思います。

それでは、特段ございませんようでしたら、次に移ってまいりたいと思います。

3つ目といたしまして、児童（18歳未満）の保護者の方に対する調査、調査票であります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 では、お手元には児童（18歳未満）の保護者の方の調査票を御用意いただければと思います。

おめくりいただきまして、3ページでございます。

3ページ、問5、障害の種別でございますが、こちらは在宅の方と同様に選択肢の順番の並びかえですとか、あと発達障害の診断名について、こちらのほうは併記を書いております。

おめくりいただきまして、4ページでございます。

4ページの間8、不調・特性に気づいた時期でございますけれども、こちらは選択肢10番にありました12歳以上というところを、ごらんとおり細分化してございます。選択肢10で「12～14歳」、選択肢11で「15歳以上」、要は中学、高校を分けると、そういったニュアンスでございます。

それから、5ページの間9、こちらは初めてわかったのがいつかというところでございますが、こちらは設問の文言の中に「心身の不調・特性について」ということで、「特性」という文言を新しく加えてございます。

おめくりいただきまして、2ページめくりまして、8ページでございます。

問17、困ったときに相談する相手というところで、こちらは問18にありました区立障害者福祉センターは、先ほどと同様に地域生活支援拠点という形に変えてございます。また、下段のほうに地域生活支援拠点に関する解説文を加えてございます。そして、こちらは施設入所の方と同様に、相談支援専門員に関する選択肢、こちらを新たに選択肢8番に加えております。

それから、9ページの間18でございますけれども、こちらは選択肢の3番に「スマートフォンによるアプリやSNSでの相談」というものを新たに加えてございます。

それから、おめくりいただきまして10ページでございます。

問20、お子さんが通園・通学をしているところをお聞きしますというところですが、こちらは前回、A、B、Cの3つのカテゴリー分けになっていたんですけれども、新たにCのカテゴリーをCとDに細分化してございます。そうすることによって、ごらんとおり、この後に続く選択肢への誘導がより容易になったというところでございます。Cに「高等学校等に在学中」、Dに「義務教育終了後、通学はしていない」という形となっております。

続いて、同じページの10ページ、11ページの間20、22のところでございますけれども、こちらは通級指導学級という言葉が入っておりましたが、こちらは全て「特別支援教室」ということで名前を変えてございます。カテゴリーBの9番、13番、それから問22の選択肢2番あたりでございます。

おめくりいただきまして、14ページをごらんください。

14ページの間27、高校卒業後の進路でございますが、こちらは親の方の希望というところの選択肢9番に「グループホーム、障害者支援施設等に入所する」というものを新たに加えてございます。

続いて、18ページをお開きください。

18ページ、(6)日常生活のサービスというところで、こちらは前回の協議会の中で御意見をいただきました③在宅重症心身障害児等在宅レスパイトサービスに関しては、設問のほうを戻してございます。

続いて、おめくりいただきまして21ページでございます。

こちらも在宅の方と同様に、問31の選択肢7番のところに「障害児支援利用計画が立てられていない」という選択肢を加えてございます。

それから、おめくりいただきまして23ページ、こちらは題目の7番に災害対策についてというところで、こちらは場所が権利擁護の後ろから、権利擁護の前のほうに選択肢自体が動いてございます。

続いて、おめくりいただいて24ページの間37でございますが、こちらは災害に対しての備えというところで、選択肢に「避難所などで配慮してほしいことを書きとめてある」という選択肢を7番に加えてございます。

続いて、25ページでございますが、差別解消法の解説の最下段のところに、こちらは在宅の方と同様に相談先を追加してございます。

おめくりいただきまして、27ページ、問41でございますが、まず解説文の中で、こちらは在宅の方の場合には成年後見制度に関する説明が主だったんですけれども、未成年後見と

の関連もございますので、こちらは解説文の中では、成年後見の役割を具体的に解説した上で、問41、42というふうな形でお子さんが成人した後、成年後見制度を利用したいと思いますかというふうな設問に変えてございます。

最後に、29ページ、問44でございますが、こちらは選択肢22番に「親が高齢になったり、亡くなった時に本人の権利を守る仕組みづくり」という選択肢を加えてございます。

説明のほうは以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいまの児童（18歳未満）の保護者の方への調査、調査票でございます。

それでは、この関係について御質問、御意見がございましたら、どうぞお願いいたします。山住さん、どうぞ。

○山住委員 区民代表、山住ですが、この回答書の最初に「おおむね30分」と書いてあるんですけども、これはどなたかにサンプルをやってもらった30分ですか、それとも自分たちが勝手に判断して30分ほどですというふうにしているのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

「回答に要する時間はおおむね30分程度です。」と書いてありますね。誰かが試しにやってみて30分だったのか。あるいは、これをつくった人が30分ぐらいだと思って30分にしたのかという質問なんです。

○福祉推進係主任 こちらに関しては、実は私も一度やってみたんですけども、30分はかからずに回答はできるんですけども、30分という時間の目安は、前回の調査票から大きく変わってはございませんで、回答いただく方の読むスピードだったり、あと熟読、熟考されたりすることも考えられますので、時間に関しては前回の調査時と、調査票の設問自体も減ってはいるんですけども、30分という形で書かせていただいております。

○山住委員 それでは、最後に、例えばこの回答にどのくらいかかりましたかと、そういう設問もあっていいんじゃないですか。

○村川会長 30分程度というところで疑問をお持ちになったと思います。

これは私もこの問数が45問ありますから、やっぱりあらかじめよくわかっている方がすらすらいく場合もあれば、やっぱり一つ一つ吟味されながら回答いただく場合もあるので、場合によっては30分を超えてしまうこともあるのかなということは推測されるのですが、これはこの分野に近い委員であります池邊委員さん、あるいは立原委員さん、何か感想でも結構なんですけれども。

調査時間というのは個人差がありますので、なかなかこれは微妙なんですけど、何かもし御意見、感想とかあれば、ちょっと急な指名で申しわけないんですけども。

○立原委員 立原です。

私もこの調査に回答したことがございますけれども、ちょっと迷ってしまうといえれば時間がかかる。全然考えないでというか、最初の前半は、ただ丸をつけていけばいいような項目がありますけれども、あと子どもの気持ちを考えるところとか、私の場合は子どもが重度の障害なので、そこら辺は親として悩んじゃうようなところは、ちょっと迷うところもありますけれども、大体30分ぐらいかなというのは、そうですね……。

あとは、この中身を、すごく詳しく制度のこととかを載せていただいたので、その辺もよく読むと、またさらに時間はかかるかなというか、このサービスを今後利用したいとかいうところは、よく考えると、もしかしたらもっと時間がかかるかもしれないと思いますけれども、そこは親としても学びになるといいますか、制度を知れるというところで、役に立つ部分ではないかなと思いますので、それが30分で終わるかどうかというところ、ちょっとなかなか判断は難しいところですけども、この時間は大体何分かかりますということを書きにくいかなと、今ちょっと思ったぐらいなところで、ただ、これがあると、30分かかるとかと思っちゃう人と、30分で書けるのかと思う人と、そこが難しいところかなというところですかね。やっぱり書いてあるほうが親切なのかどうなのかなというところが、ちょっと今思った、あくまで感想ということですよ。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、池邊委員さん、どうぞ。

○池邊委員 池邊です。

お子さんが小さいうちは、まだサービスの名前などにも、福祉サービスの名前などにもなじみがないので、そういう方はやっぱり30分という時間よりは、もうちょっと時間はかかるのかなと思っております。でも、やっぱり立原さんもおっしゃっていたように、ここにサービスの内容とかが書いてあるところと一緒に読んで、そういうことなのかと理解するきっかけになってくれたらいいかなとは思っております。

1つ考えられるとすれば、特にお子さんのいる方にとっても、説明会等を「あいあい」とかでしていただいて、少し補足的なことをしていただくと書きやすいのではないかなと思います。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

お二人の委員から感想もいただいたわけでございます。

恐らく、これは最初にどういう設定だったか、私も十分記憶していない面はありますが、18歳未満の保護者の方からの回答が、前回残念ながら若干少なかったというようなこともあって、やはりお子さんを抱えて大変な状況もありますが、何とか答えをしていただきたいということから、余り長時間を拘束するものではないですよというようなニュアンスもあったのかなと。

それから、立原さんからもお話がありましたように、項目によっては割とすらすらいくような項目もあれば、項目によってはじっくりというか、お考えの上、少し時間がかかって丸がつくというような両面がございますので、というあたりで、きっちりかきり30分ということではないと思いますので、山住さんにも少し御配慮いただければありがたいんですが、最終的には事務局、行政のほうで総合的に判断して、この表記でいくのか、カットしてしまうのか、要するに1時間とか、かなり長時間御負担をかけるということではないということが、こういった表現につながったのかなということで御理解いただければありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。

どうぞ、片岡さん。

○片岡副会長 1つはミスプリだと思うんですけども、8ページの地域生活支援拠点の生活が2つ重なっているのはミスプリだと思います。

それから、実は成年後見で権利擁護のことを入れていただいたというのは、修正の中でいいのと、それから特性という言葉に変えていただいたというのは大変よかったと思うんですが、今ごろということもあるんですけども、小さい障害を持ったお子さんを育てていらっしゃる方で、7ページの15番のところでは介助者の立場からの悩みや不安というのを聞いていて、その中に入れてもいいのかなと思うのですが、親御さんや育てていらっしゃる方が一番困っていることは、特に発達障害のお子さん等に関しては、子どもの特性によって非常に育てにくさがあるということなんだろうと思うんですよね。

よくそういうお困りの御相談を受けるんですけども、実はその親御さんがということではないですけども、虐待が大変問題になっていますけれども、虐待される、されてしまった子どもの中に発達障害を持っている子どもというのは、非常に多いというのが知られてきていまして、その結果、社会的養護の児童養護施設なんかでも発達障害の子どもさんがかなりふえているという状況があるんですよね。

そうすると、親御さんの悩みを聞くときに、特性による育てにくさというんですか、みたいな項目が1つあってもいいのかなと。15番に入れるのか、あるいは21番の困っていることや心配していることの中に入れてほうが、すんなり入るかなと思ったんですけども、「本人の成長が心配」というような項目があるんですけども、通園生活と今後の進路というふうにちょっと限定しているので、特に教育に関してみたいになっているので、こちらに入れるのは適切かどうか少し迷うのですが、「子どもの特性による育てにくさに困っている」というようなことが、そのために虐待予防の子育て支援をしようということで私どもは一生懸命やっているんですけども、その辺の観点をちょっと加えてもらえるといいんじゃないかなと思うんですけども、15番に入れてもいいのかなとは思います。

というようなことです。すみません。

○村川会長 ありがとうございます。

片岡先生から複数の御指摘をいただきましたが、特に最後にお話がありました7ページ、問15周辺のところ、お子さんの育てにくさについても意見、感想としてお答えの用意があってよいのかなという御提案でございました。

これも感想を聞くのも失礼かなと思うんですが、もしよろしければ池邊委員さん、何かそういう項目で、ほかにも幾つかの答えの用意はございますけれども、いかがでございますか。

○池邊委員 先ほども、私も在宅の方の質問のときにもちょっと感じたんですけども、既に私自身が、例えば「福祉的就労」みたいな言葉にすっかりならされていて、このアンケートをおやりになる方全体というところに目配りが足りなかったなど、ちょっと反省しているところもあるんですけども、子育てをしているぐらいの世代の方にとって「介助者の立場から」というような言葉遣い自体が、余りもう実は適切ではないのかなと、今、片岡先生の御指摘を伺いながら、本当に今さらなんですけれども、ちょっと思うところが大変ありました。

というところで、やはり子育て自体の難しさというところから少し離れてしまって、介助というところに目が行き過ぎたかなというところの反省は、少し私自身もございます。

以上です。

○村川会長 どうも貴重な御感想をありがとうございました。

それでは、これはもう副会長である片岡先生からの御提案でもございますので、問15あたりですね、少し工夫をしてもらえればと思います。事務局のほうはいかがですか。

○障害者福祉課長 障害者福祉課長でございます。

今、副会長のほうから御指摘いただいた点に関しまして、会長の御発言どおり、問15が

いいのかどこがいいのかというのは、また御相談をさせていただきながら加えさせていただきたいと思います。

加えまして、地域生活拠点のところの文言に関しましては、御指摘ありがとうございます。訂正のほうはさせていただきます。

○村川会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

金子さん、どうぞ。

○金子委員 視覚障害の金子です。

先ほどのお願いというところで、居宅にしても何にしても15分だとか30分ですという言葉で決定文章になっているので、これをその程度かかるというように変えたほうがいいんじゃないかなと思います。というのは、「です」というと、もう決定言葉になっちゃうんじゃないかなと私は思います。

以上です。

○村川会長 ありがとうございました。

どうぞ、春田さん。

○春田副会長 この議論がどのぐらい自由なのか、よくわからないところもあるんですけども、事務局として回収率を上げたいという思いがえらくあるから、何とかしたいわけですよ。だから、何とか書いてもらわなきゃと思うわけですよ、当然。そうしたら、どのぐらいかかるのかなと思う人ももちろんいるんでしょうけれども、僕はこれは要らないんじゃないかなと思う。何分かかるかなんて書かなくてもいいんじゃないかなと。

というのは、自由記載のところ、私がもし書くと手に障害がありますから、自由記載で15分ぐらい平気です。脳性麻痺の全身性障害の人が回答を書けば、一字一字、渾身の力を込めて書くわけですからね。

それから、代筆すればいいじゃないかと言われるけれども、プライベートなことを何でも代筆してもらおうというのは嫌ですよ、はっきり言って。すると、自分で一生懸命努力して書き上げようとするわけですよ。そのときに時間なんて関係ないですよ。やらない人はやらないんですよ、多分、何分だって、と僕は思うんです。

○村川会長 ありがとうございました。

回答するお立場からの感想ということで、御意見として承りたいと思います。

それでは、申しわけありませんが、時間配分の都合もございまして、4つ目の調査票であ

りますが、サービス事業者に対する調査、調査票について説明をお願いいたします。どうぞ。

○福祉推進係主任 では、最後に、お手元にサービス事業者の方の調査票を御用意ください。

こちらをおめくりいただきまして、2ページでございます。

「記入上のお願い」というところでございますが、こちらは回答に当たりまして、黒丸の下から2つ目、「回答にあたっては、令和元年11月1日時点の情報をご記入ください。」ということで、基準日を設定してございます。

それから、ページは後ろのほうに飛ぶんですけども、12ページをお開きください。

12ページの間22、「貴事業所では、今後の障害者施策について、どのようなことを期待していますか。」というところなんですけど、こちらは選択肢9番に、前は、障害者総合支援法施行3年目の改正とあったんですけども、施行3年目は既に経過しておりますので、こちらは「障害者総合支援法の見直し」という形で文言を整えてございます。

以上、2点でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

これは事業者というお立場の方へのアンケート調査ということでございます。

これも別のところで御指摘がありましたが、2ページあたりを見ますと「回答に要する時間はおおむね15分程度です。」と、確かにほかの調査票に比べますと項目が限られておりますので、そういうことも言えるかと思いますが、これもやはりこれまでの回収率が率直に見て少し低かった背景もあって、こういう表現もとられているのかなと思います。

私は余り意見を言っただけとはいけないんですけど、ただ、事業者ということでサービスを提供するお立場ですし、これは制度のほうから、国、東京都、新宿区の資金も入ってサービス提供をしているので、ある角度から見ますと、もう答えていただくのが当然ということも言えなくもないし、しかし、業務が多忙だという中で御協力いただく面もありますので、できるだけ多く回答していただいたほうがいいのかということかとは思いますが。

それでは、時間のことにこだわらず、项目的なことで、ぜひ御意見、御質問がございましたらお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

粉川さん、どうぞ。

○粉川委員 東京都心身障害者福祉センターの粉川と申します。

これは質問ではなく意見でございますが、このサービス事業者の調査については、別紙の一番下に前回の回収率が記載されておりますけれども、前回、平成28年度の回収率が69.1%ということで、会長のお話にありましたように、やはり公費の投入されている業と

して事業者が業を営んでいるわけですので、ここはより多くの事業者に回答をしていただくべきなのかなということと加えて、11ページの間19につきましては、これはいわゆる地域包括ケアシステムの強化法によって誕生した新たなサービスであります共生型サービスを想定されているのかなというふうに思っております。

したがって、新しいサービスが、今後どういう形で展開されていくのかというふうな、今後を見据える上でも大事な質問かなと思いますので、事業者の数も増えているということから、回収率が上がってほしいなということで、多分、新宿区さんも非常に御努力されているとは思いますが、ぜひ回収率の向上をお願いしたいという意見でございます。

○村川会長 どうもありがとうございました。

回収率向上という御趣旨に御賛同いただいております。ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

この事業者というお立場で考えると、この場の中では鈴木委員さん、今井さん、そうですね。よろしければ今井委員さん、何かお気づきの点がありましたら、どうぞ。

○今井委員 事業所ということではないんですけれども、全部の質問での今後の検討材料としてお願いできるかなと思って考えていたところなんですけれども、特に子育て世代のお母さん方というのは、大体年齢層からいってタブレットとかスマホなどを活用する方が非常に多いので、今回の調査では無理なことだと思いますけれども、次回の回収率を上げるという意味では、そういうような回答をパソコンを使った形でできるような仕組みづくりというの、ひとつ協議の材料になるのではないかなと思っております。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

これまでのこの種の調査が、いわゆる紙ベースといたしますか、調査票形式で行われておりますので、それが踏襲されておりますが、今後の課題として若い世代といたしますか、なれたところでのSNSというのかタブレット、その他スマホも含めて、一つの問題提起として受けとめてまいりたいと思います。ありがとうございました。

ほかにもいかがでしょうか。

先ほどちょっと言いかけましたが、もしよろしければ鈴木委員さん、それから直接事業者ではないけれども、吉村委員さんも関連がおりかと思っておりますので、何かお気づきの点があれば。

鈴木さん、どうぞ。

○鈴木委員 事業者の方が調査書を出さないというのは、言語道断だと私も感じております。

公費が入っている責任もありますが、通っていらっしゃる障害、ハンデをお持ちの方が安心して豊かな地域生活を営むために私たちは日々活動しているわけですから、幾重にも私たちが普段感じていることを区政に反映させなければならないと思います。

私は、精神障害者を支援していますが、12ページの間22が今後期待している部分です。障害者総合支援法の中の特に障害福祉サービスの分野にありましては、制度設計が3障害一元化ということで同じになっています。しかし精神障害は毎日通える方がほとんどいまいせんで、そういう意味では、特性というか、ほかの障害と全然違うところがあります。精神障害だけの特性とは言えないかもしれませんが、特に精神障害の方は通所スタート時点で週に2日、3日ぐらいからが普通ですので、施設を運営するためには定員の倍以上の方と契約しないと運営できないという状態です。従って、支援は契約者数だけ個別に必要なわけですので、ぜひ総合支援法の中の障害特性に合った制度設計をというような言葉で、ひとつ選択肢をつくっていただけたらと思います。

また、平成30年4月の改正で、就労された方への定着支援ですとか新しい制度や加算が増えました。それに関しましても、支援をしながら膨大な事務作業をこなしていますが、できるだけ簡素化できるような制度改正を願っています。

事業所における不正が発生しないように、いろいろな方向から日々、事業指導係を初め区の職員の方たちに指導を受けております。できれば、指導というよりは一緒に力を合わせてやっていくという方向でご支援いただけたらと思います。

また、冒頭の調査書の見せ方についてですが、先ほど記入にかかる所要時間のことが問題になりましたけれども、例えば途中で「3分の1が過ぎました」とか、右下のところに「半分経過しました」とか「あと一息です」とか、何かかわいらしくそんな文言が入ると、ないよりはいいんじゃないかなと思いました。

参考までに、以上です。

○村川会長 いろいろな御提案の要素も含めて、御指摘ありがとうございました。

鈴木委員さんの御発言の後半のほうにありました処遇改善ということで、サービス提供をする従業員の方の給与改善というのはとても大事なテーマではありますが、それにしても事務手続が煩雑であるということは、確かに各方面からも指摘がありますので、これは究極的には国の問題というか国の事務処理の仕方ということにはなります。

鈴木委員さんからもお話があったように、不正防止というもう一つの角度もありまして、

なかなか悩ましいところではありますが、事業所サイドの御苦勞ということもありますので、そういうことも受けとめて進められていく分野かなということでございます。

15分できっちり終わるかどうかはわかりません。非常に詳細な点で書いていただければ、恐らくもう30分以上かかってしまう場合もあるのかもしれませんが、これもやはりぜひ回答率を高めるための工夫ということはしていく事柄かと思えます。

それでは、事務局のほうで何か触れていただく点がございましたら、先ほど粉川委員さん、今井委員さんからも幾つか出ておりましたので、どうぞそこらを含めてお願いいたします。

○福祉推進係主任 事務局でございます。

今いただきました御意見に関しましては、特に最後の問22に関しましては、行に余裕等もありますことから、設問の文言に関しましては、別途、会長を含め皆様とまた調整させていただければと思っております。

あと、全体的に進行に従って、あと半分だよとかもう少しだよと、そういったものに関しましてはできるか、この場では正確な御発言はできませんけれども、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

あと、別件になってしまうんですけれども、資料3番で、記入支援会場一覧の御説明を申し上げた際に、1点申しそびれがございましたので、この場を借りて訂正させていただければと思えます。

障害者福祉課並びに障害者福祉センターのほうで記入支援を行いますということで申し上げますけれども、日時が11月19日から12月6日までとなっておりますけれども、こちらは調査期間の郵送等のスケジュールをあわせて考えてのものだったんですけれども、調査期間が11月18日からできますので、こちらは日時の頭を1日早めまして、11月18日から12月6日まで、調査期間中、全日程で記入支援のほうを行っていく体制が整いましたので、この場をかりて、口頭で恐縮ですが、修正させていただきます。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

今の説明のありましたとおり、記入支援の日程を少し修正をさせていただくということがあります。よろしくお願いいたします。

どうぞ、吉村委員さん。

○吉村委員 今の記入支援のところ、視覚聴覚交流コーナーでの支援が土曜日、この日時に障害者福祉課の方がやるということで記載されておりますが、これは社会福祉協議会の中に

ありまして、区からの受託事業として私どもが行っているのですが、全部は難しいのですが、一部、常駐の私どもの職員がお手伝いできるところもあるかと思っておりますので、少し障害者福祉課のほうと相談させていただいて、もう少しふらっと来た方をお断りしないような体制がとれるかどうか、検討させていただけたらなと思っております。

今、だからどうするという事ではないのですが、少し改善を図ればなというふうに思います。回収率を上げるためにも、私どもも努力したいと思います。

○村川会長 大変ありがたい、よい御提案をいただきましたので、ぜひそこは社会福祉協議会さんと障害者福祉課のほうで御調整いただきまして、ケース・バイ・ケースということもあるかとは思いますが、柔軟な御対応をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

ほかに何か、この点についてお気づきの点がございましたら、あるいは、この4つ目の事業者まで来たわけではありますが、全体を振り返ってということでも結構でございますが、きょうはまだ高畑委員さんから御発言をいただけていないので、もし何かございましたらどうぞ。

○高畑委員 別件で前回参加しなかったんですけども、全体の記録が非常に丁寧だったので、修正点がかかり明らかになって、深い議論を専門委員会でやられているということがよくわかって、それが修正されていて、わかりやすくなってよかったなと思っております。

この計画は、調査のためではなくて計画に生かすための調査だということで、回答率を上げて、なるべく計画に反映していくというところができるとうれいかなと思っております。

それから、解説がよくわかりやすく整理されていたというところがあります。最近の学生や若い人の反応の話が出ていたんですけども、専門の学生の教科書ですら長い文章を書かなくなっているんですね。ひどいときには、重要なところは赤になっていて、自分で選択しないで学習していくみたいなので、文言が長いと読まないんですね。

だから、僕らの世代は文字で読むんですけども、今の若い世代は200文字を超えると、どうもやばいのかなというのと、めり張りが書いていないと、もうその時点で見ないのかなというのがあるので、今後、若い世代は、先ほど言われていたように、ほとんど孫ですらスマホを使いますから、子育ての方々用には何か次は検討しないといけないのかなというふうに、ちょっと途中で言われていた意見があったので、調査方法が紙ベースでいいのかというのは、次回に向けて検討しなくちゃいけないのかなと思っております。

このところ日本の気候が変わってきたので、災害に対する対策は非常に重要で、私の知り合いとか親戚もちょっと災害をこうむってしまったって、一番大きかったのは、茨城が国体の

障害者スポーツが急遽取りやめになったために、いろいろバタバタと、私はそれに巻き込まれてしまっていたんですけれども、想定外のことと言わないで、どうもその後を見てみると、どの河川も決壊寸前だったのを何とか持ちこたえたという状況だったので、かなり来年も定例化するリスクが高まっているのかなという気がしています。

そういう意味では、災害のときの対策について、項目自体はこれでいいのかと思うんですけれども、風水害という形と、それから人的災害もどうするのかと、文言としてどこまで入れるかでややこしいんですけれども、そういうところを今後、災害対策というのはかなり重要になってくるのかなというふうに感じました。

あと、最後のほうで、精神の特徴で6割5分が出席率なので、私は障害者スポーツ大会の卓球の担当なんですけれども、組み合わせを、ほかの障害は3対3ぐらいでやっているんですけれども、欠席したことを考えて4対4ぐらいで対戦表をつくったりして、急遽変更したりということをやって、残念ながら茨城でそれは流れちゃったので、来年鹿児島でやる時にどういう障害種別になっていくのかというのは、12月に全体会議があるので、そのときにわかると思うんですけれども、やっぱり出席率は悪いんですね、ほかの障害の方に比べれば。その辺は現状の中でどうやっていくかなという、ただし調査上はその辺が難しいなというようなところがありました。

以上です。感想です。

○村川会長 貴重な御意見ありがとうございました。

お話の中で、先ほど熊谷委員さんからも御指摘がありましたけれども、風水害とか、そういう緊急事態等への対応はいろいろあるかと思います。これは調査の中で受けとめる部分もありますが、その後の計画づくりの中で、障害の重い方々がいろいろな災害に遭われたときの避難、あるいは避難所の事柄、その他検討を深めるべき点もあるかと思いますので、ぜひその段階で深めていただければと思います。

また、スマホその他を含めた若い世代への対応、今回はもう既に御検討、御審議いただいているような調査、調査票の進め方ということでいくわけありますので、今後の課題として、この調査をお手伝いいただいている会社もあるかと思いますので、そういう方面も含めて、ただスマホということで相手が特定されてしまうので、無記名調査の性格というような点では、なかなか微妙なものがあることはあるんですけれども、しかし新しい方法を考えて、多くの方の御意見、要望を承るということは、やはり大事なことでありますので、深めていければということかと思います。どうもありがとうございました。

もしよろしければ、力武委員さん……、きょうは御欠席ですね、失礼しました。

星野委員さん、よろしいですか。ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。何か全体を通じてということで結構ではありますが、あるいは言い残したというようなことがございましたら。

区民代表の方がいらっしゃっていますので、山住委員さんから幾つかいただきましたが、それでは本多委員さん、何かございましたらどうぞ。

○**本多委員** 介護福祉士をやっております本多と申します。

実は今、平成になってから、平成9年ぐらいから全盲高齢者のガイドをしております。その方たちの中で独居という方が大変多くございまして、その方たちに今回の回収をアップさせるために私もひとつと思ったんですが、ガイドというのはドア・ツー・ドアで家の中で何かをすることができないということになっているんです。それでは、お外に出てコーヒーショップでという、高齢者は耳が大分弱くなっているので大声でしゃべらなくちゃいけない。そうすると、かなりいろいろと進んだ内容もございまして、できたら、そういうところじゃないところで対面してやりたいんですが、自宅でガイドが、ドアの中に入るということを一応禁止されているのですけれども、それはどういうふうにお考えで、今回だけは許すとか、そういうのはあるのでしょうか。

○**村川会長** ありがとうございます。

大変重要な御質問ですので、これは事務局のほうで、ガイドヘルパーの方にいろいろと御協力いただく面もあるし、手続的な制約もありますので、どうぞ課長さんからお願いします。

○**障害者福祉課長** 障害者福祉課長でございます。

貴重な御意見ありがとうございます。ただいまの視覚障害の方のそういった聞き取りによる調査の回収ということで、一般の家庭に入れない、また一般の多数の方が出入りするところでは、なかなか調査に支障があるというふうなところで、そういったところに関しましては、社会福祉協議会で行われています視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーの中で、パーティションなり、また部屋のほうの工夫の中で、個室というふうな形で聞き取りができるような工夫ができるかどうか、社会福祉協議会のほうとまた調整を図らせていただいて、そういった調査のほうの回収率を上げるような形で努力はしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**村川会長** 本多委員さん、そういうことでよろしゅうございますか。

○**本多委員** はい、ありがとうございます。

○村川会長 今、本多委員さんからいただいた御意見も、これは調査で終わるわけではなくて、その後の計画づくりということが大事でありますので、改めてそういうところでも御発言、御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

西島委員さん、もし何かございましたらどうぞ。

○西島委員 今回の調査については特になんですが、いろいろな意見を聞いていて、私どものほうでもいろいろな調査、アンケートなどをお願いする部分があるんですが、例えばビジュアルであるとか見方、いわゆるこちらのほうの意図としている部分と回答いただく部分の差というのが大きいんだなというのが、ちょっと痛感いたしました。感想です、すみません。

○村川会長 どうもありがとうございました。

調査を進めるにせよ、いろいろと工夫をしていかなければならないということかと思えます。ありがとうございました。

それから、行政側の委員の方からは余り御発言いただけませんでした。もしよろしければ、全体を振り返って福祉部長さんから、関原委員さんから何かありましたらお願いいたします。

○関原委員 福祉部長、関原でございます。

推進協議会の皆様、御意見ありがとうございました。

本日に至るまでの間、専門部会のほうでも本当に一つ一つ、調査票のここはこういった設問に対して答えを工夫したほうがいいんじゃないかですとか、いやいや、答える側としてはこういった配慮が必要だですとか、一つ一つ丁寧に確認をしていただきながら本日に至ったところでございます。

また、本日もそこにとどまることなく、推進協議会の委員の皆様には、資料がお手元に届いて間もないところ、いろいろ御意見を準備してきていただきまして、まことにありがとうございました。

事務局からも回答させていただいたところですが、本日御意見を賜りましたところもいろいろ整理をさせていただいて、会長と十分御相談をさせていただきながら、少しでも多くの方に回答いただき、また計画策定に向かって一歩進めてまいられたらと思っております。

感想でございます。ありがとうございました。

○村川会長 どうもありがとうございました。

お一人お一人指名するのもなんですので、まだ御発言いただいていない、すみません、ちょっと順番が違ってしまったかもしれませんが、佐藤委員さん、民生委員というお立場でい

ろいろ専門部会のほうも御協力いただきましたが、どうぞ。

○佐藤委員 専門部会で協力ということも余り、何もしていないと思うんですけれども、全体を見まして、上から目線じゃない言葉遣いを事務局の方々が一生懸命つくってくださって、それはうれしかったと思います。

私もこういうアンケートとか民生委員の活動表なんかも集計する立場にありますが、1つ気になる点は、よくその他という場所があるんですね。民生委員のところでもその他というのがあるんですけれども、それがとても気になるわけですね。

私もこういうアンケートを時々いろんな、結構大きいのが来るんですけれども、最初はぱっとやるんですけれども、だんだん狭く狭く、細い道に入り込んでいきまして、何かプライベートのことが入ってきたりするとすごく悩んでくるわけですね、時間もかかるし。そうすると、途中で投げ出しちゃって、もういいや、後でやろうとか、それを忘れちゃったり、もういいや、出さなくていいやとなってしまうので、ちょうどしんどい、鈴木委員さんがおっしゃったとおりに、しんどい山場のところで、何か一言「御苦労さまです」という言葉があったらいいかなとは思っています。

すみません、前後して、その他のところでも「御自由にお書きください」とか「無理のない程度でお書きください」とか、何か1つ文言を入れてほしいなとは思っています。結構、30ページからのものが2つありますし、大変だと思います、書くほうも。

すみません、大した意見じゃなくて。

○村川会長 どうもありがとうございました。

それでは、一当たり議論は終わったわけでありましてけれども、私のほうに落ちがあるといけませんので、事務局のほうで何か補足していただく点がありましたらお願いいたします。

○障害者福祉課長 障害者福祉課長でございます。

今回の第2回の障害者施策推進協議会におきまして、この調査のほうの議論が深められたというふうに考えているところでございます。調査票の最終稿、こちらができましたら、こちらのほうで、また皆様のほうにお示しをしたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○村川会長 ありがとうございました。

それでは、予定された日程におきまして調査を実施していただくということで、よろしくお願い申し上げます。

あと、その他、何か連絡事項的なことがございましたら、お願いいたします。

○障害者福祉課長 障害者福祉課長でございます。

今後の予定でございます。

調査につきましては、先ほど御説明したとおり、12月上旬に回収、こちらは速やかに集計のほうを行いたいというふうに考えているところでございます。速報値の集計が出ましたら、こちらは年明けの1月に第4回の専門部会、2月ごろに第3回の協議会を開催したいというふうに考えているところでございます。

報告書の作成に向けまして、今後とも皆様のほうに御協力をお願いすることと思います。年度終盤の忙しい時期ではございますけれども、後日、日程の調整を事務局のほうで行わせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

また、国から第6期の障害福祉計画に関する指針などが今後示される予定でございます。こちらのほうができましたら、できる限り皆様のほうには速やかに、こちらのほうの周知をさせていただきまして、来年度の計画の策定に関して、こちらをベースに生かしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

今後の流れにつきまして、今、課長さんからも御紹介がございましたが、当面は調査の実施、そして回収、集計と進んでいくわけでございます。

この場の全体の協議会については、2月ごろに予定をされると。それから、専門部会委員の方には、また1月に検討を深めていただくということかと思えます。よろしく願いいたします。

では、金子さん、どうぞ。

○金子委員 視力の金子です。

ちょっと場違いかもわかりませんが、私の体験として、最近ですけれども、東京にこんなこともあるのかなと感じました。

八高線に乗りまして、無人駅があって、そこで電車のドアの開け閉めで、ドアのところに小さいボタンがあるので、これを押さないといけないということで、たまたまグループで行ったものですから、目の見える人もいましたのでよかったです。これが単独で視力、もしくは車椅子であれしていったときには、ちょっと危険だなと感じておりました。

ホームドアもなければ無人駅で誰もいないというところで、こんな危険なところが、まだあるんだな東京にもというふうに感じました。

以上です。

○春田副会長 今回の話でちょっといいですか。

○村川会長 どうぞ。

○春田副会長 その話は、この間、会長から聞きましたけれども、長野県なんかはやたら多いんですよ。安曇野とか、あの辺の列車は2両編成ぐらいで、みんなワンマンカーで、それで無人駅で、ボタンを押さないと入れない、乗れないです。だから、私なんかは絶対乗れないです。ドアをあけたって車椅子は入れませんから、簡単には。だから、そういうのはJRのほうによく言わなきゃいけないと思います。ということです。

○村川会長 ありがとうございます。

今後の計画づくりの中で、また金子さんを初め、各委員から御意見をいただきながら、春田さんからも御指摘がありましたように、JR、鉄道事業者、無人駅の事柄、押しボタンでドアが開閉するというような事柄、いろいろ課題もございますので、今後のこの協議会の場、あるいは専門部会、いろいろな場を通じて深めてまいりたいと思います。

また、事務局のほうもぜひ受けとめていただきまして、世の中全体がユニバーサルデザインとか、そういう方向もあるんですが、やはり我々の生活を取り巻いている具体的なところでの問題点、課題ということの解決も大事な事柄でありますので、ぜひ検討を深めていただければと思います。

それでは、長時間にわたりましたが、これにて閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時50分閉会